

新岡山県環境基本計画見直し方針

1 見直しの趣旨

平成10年3月、行政、事業者、県民それぞれが主体となり、環境の保全への取組を推進するための総合的かつ長期的な目標、施策の大綱として、「岡山県環境基本計画」を策定した。その後、平成14年度に改訂を行い、平成20年2月、社会情勢の変化や環境を取り巻く状況に対応するため、同計画を全面的に見直し、新たに「新岡山県環境基本計画エコビジョン2020」を策定した。

この計画は平成19年度から平成32年度までの長期的な計画であるが、環境に関する新たな国際ルールの方針、東日本大震災の影響をはじめとした社会情勢や環境問題等の変化を適切に反映させる必要があることや、平成24年度を目標年度として取り組んできた重点プログラムの期間が到来することなどから、今後重点的に取り組むべき施策を改めて検証し体系付け、数値目標等を設定して推進していくとともに、計画全体を現況を適切に反映した内容へと見直す。

2 計画の構成

(1) 基本的事項

本計画策定の背景や計画期間等の基本的事項を示す。

(2) 計画の目指すべき姿

本計画において実現を目指す姿を設定するためのシミュレーションの過程を提示するとともに、目指すべき姿と具体的な将来の社会や地域のイメージを明かにする。

(3) 主要施策

目指すべき姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現のため取り組む4つの基本目標と2つの推進目標ごとに、現状と課題を踏まえた主要施策を示す。

【基本目標】 地域から取り組む地球環境の保全

循環型社会の形成

安全な生活環境の確保

自然と共生した社会の形成

【推進目標】 参加と協働による快適な環境の保全

環境と経済が好循環する社会づくり

(4) 重点プログラム

主要施策のうち、重点的に実施すべき施策・事業等について、具体的な事業の内容と、目標としての指標を示す。

(5) 計画の進め方

計画全体を円滑かつ効果的に推進するための取組や推進体制等を示す。

3 見直しの考え方

- ・ 基本的事項については、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全などの国際社会の要請や東日本大震災による影響など、計画策定時から変化した社会情勢や環境問題を反映すべく、現状を反映した内容へと見直す。
- ・ 主要施策については、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現に向けて描いた計画の2020年頃の岡山の姿は現時点でも引き続き目指すべきものであり、原則として現計画を踏襲しながら、必要な修正を行う。
- ・ 重点プログラムについては、「目指すべき姿」を見据えながら5カ年間に本県が果たすべき役割を明確にするとともに、将来のあるべき姿を見据えて展開する主な施策等を数値目標を含めて盛り込む。
- ・ 計画の進め方については、庁内の推進体制や、環境施策の進捗管理が本計画に一元化されたことなどを踏まえ、客観性とわかりやすさを重視した体制へ見直す。

4 見直しスケジュール

計画は、概ね次のスケジュールにより見直す。

| | | |
|-------|--------|--|
| 平成23年 | 12月26日 | 環境審議会へ諮問 |
| 平成24年 | 1～3月 | 課題の洗い出し、見直しの方向性検討（庁内） |
| | 3月 | 政策部会による「県民意識調査項目」への意見照会 |
| 平成24年 | 6月 | 県民意識調査 |
| | 8月 | 進捗状況の報告（平成23年度実績） 「県民の意見を聞く会」の開催 |
| | 8～10月 | 政策部会による「素案」の検討 |
| | 10～11月 | 県民提案制度（パブリックコメント）の実施 政策部会による「原案」の検討 |
| | 12月 | 政策部会による「最終案」の検討 環境審議会からの答申 |
| 平成25年 | 3月 | 公表 |

5 見直しの進め方

(1) 県民参加による見直し

見直しに当たっては、県民意識調査、各県民局での県民との意見交換会の開催や県民提案制度により、県民等からの多様な意見・情報を活かしていく。

① 県民意識調査

県民、事業所を対象にアンケート調査を実施し、幅広い意見を見直しへ反映する。

<調査対象>

県民調査 : 20歳以上の県内在住者 2,500人

事業所調査 : 従業員 30人以上の県内事業者 500社

② 県民との意見交換会

各県民局において県民との意見交換会を実施し、地域の現状等を見直しへ反映する。

<実施予定期間>

平成 24 年 8 月

<実施回数>

計 4 回

③ 県民提案制度

計画素案に対して、県民提案制度（パブリック・コメント）を実施し、寄せられた意見を加味した上で素案の修正・見直しを行う。

<実施予定期間>

平成 24 年 10～11 月頃（1 か月程度募集）

(2) 環境審議会による審議

環境審議会等に諮り、学識経験者等の意見を十分反映する。

なお、計画素案については、10 月を目処に政策部会で審議をいただき、その後、県民から寄せられた意見についての審議を経て答申を得る。